

廃棄物処理法の一部改正に係るQ&A

更新日：平成 23 年 7 月 1 日

目 次

(1 定期検査)

- Q1-1：定期検査の対象施設は何か。
- Q1-2：定期検査は何を検査するのか。
- Q1-3：申請から結果通知までの手順は（受検時期は県から通知が来るのか）。
- Q1-4：定期検査申請に維持管理状況や自主検査結果を添付する必要があるか。
- Q1-5：埋立終了した最終処分場や休止中の施設は、定期検査の対象外か。
- Q1-6：許可取消しとなった施設は、定期検査の対象外か。
- Q1-7：定期検査に係る手数料は必要か。
- Q1-8：受検しない場合の罰則はあるのか。
- Q1-9：受検にあたって技術管理者の立会いの要否はどうか。
- Q1-10：定期検査に関するマニュアルはあるのか。

(2 建設工事)

- Q2-1：ハウスメーカーは工事を受注するのみで、契約や工事は別会社が注文者と実施する場合、元請業者は誰か。
- Q2-2：工事契約が造成工事、基礎工事、設備工事等と複数に分離・発注される場合、元請業者は誰か。
- Q2-3：建設業法では、機械設備工事も建設工事と位置付けられているが、機械設置等についても機械設備業者が元請業者となるのか。
- Q2-4：下請負人は元請より見てどこまでの範囲か。一次下請のみか、二次下請以降も含むのか。
- Q2-5：法第 21 条の 3 第 3 項及び法施行規則第 18 条の 2 の規定は、元請を排出事業者としたことにより廃棄物処理業の許可がない限り下請が廃棄物の運搬ができないとすると、建設工事に伴い生ずる廃棄物が放置されるなど適正処理の観点からかえって望ましくない事態を招くおそれがあるために規定された、と解釈してよいか。また、下請負人の規定は例外的な小規模工事に適用され、大規模な工事では元請が排出者（許可業者への委託）と解釈してよいか。
- Q2-6：自ら運搬が認められている下請負人であることをどのように確認するのか。
- Q2-7：下請負人が自ら行う運搬の場合、その運搬先は元請業者の所有権限又は使用権限がある場所とされているが、産廃処理委託業者の場所でもよいのか。
- Q2-8：下水道工事は管理や施工区が明確なため、近隣に賃借した資材置場までは下請負人が運搬し、その後、収集運搬業者にて処理業者まで運ぶことは可能か。

Q2-9：下請負人が自ら行う運搬の場合、排出事業者としてマニフェストを交付するのか。

Q2-10：下請負人による一定の廃棄物の運搬に限り、業の許可が不要と理解しているが、その詳しい基準（工事金額、契約書のあり方）を示されたい。

Q2-11：下請負人が行う廃棄物の運搬にかかる例外として請負代金が 500 万円以下で 1 回当りの運搬量が 1 m^3 以下とあるが、公共下水道工事等で下水管を敷設する工事では、1 回当りの運搬量は約 1.73 m^3 （単位体積重量 2.3 t/m^3 として）となるものの、下水道工事の下請業者は収集運搬業の許可をあまり取得していないが、よいか。

Q2-12：建設工事で生ずる廃棄物の処分は元請業者の委託を受けた者が行わなければならないとあるが、商取引上の支払いに関して規定はあるか。

Q2-13：下請業者が金属やダンボール等を有価物として処分する場合、許可は不要か。

Q2-14：維持修繕工事の定義はどこに示されているのか。例えば、道路の維持修繕のための舗装工事は、旧舗装の解体撤去と新舗装の新設工事か。また、鉄道工事の枕木、バラスト交換工事はどうか。

Q2-15：耐震改修工事は、維持修繕工事に含まれるか。

(3 保管届出)

Q3-1：産業廃棄物の自社保管に関する届出に関し、中間処理業者は排出事業者に含まれるのか。

Q3-2：排出事業場から事業場外保管施設及び事業場外保管施設から処分施設までの運搬を委託する場合で、排出事業者が自ら運搬しないとき、事業場外保管施設での保管は、法 12 条 1 項の処理基準によるのか、同条 2 項の保管基準によるのか。

Q3-3：保管面積はどのように算定するのか。

Q3-4：事業場と道路 1 本隔てた場所又は隣接地で保管する場合は事業場外となるのか。

Q3-5：各支店で発生する産廃を本社の保管場所に集めてから一括して処理委託等する場合、保管場所の届出者は誰になるのか。

Q3-6：事業者が複数の保管場所を有している場合、届出単位は事業者ごと又は保管施設ごとのいずれか。

Q3-7：保管容量についての上限規定はあるのか。

Q3-8：保管場所の 300 m^2 には積替えに係る部分を含むか。

Q3-9：保管場所の周囲に囲いや掲示板は必要か。また、事業場内の一画を利用する場合、囲いや掲示板は必要か。

Q3-10：自ら行う中間処理後の保管は届出対象となるのか。

Q3-11：平成23年4月1日時点で届出対象となる保管を行っている場合、届出は必要か。

Q3-12：保管状況をどのように確認するのか。

Q3-13：1000m²の借地に現場事務所と産廃保管場所(アスファルトの破片、200m²)を設置した場合、事業場外保管場所届出の義務は生じるのか。

Q3-14：排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出は対象面積が300m²以上とあるが、条例で100m²以上と規定されている場合、どちらを優先すべきか。

(4 処理状況確認)

Q4-1：委託の場合の処理状況確認は、発生から最終処分までの一連の行程全てを実地に確認しなければならないのか。

Q4-2：排出事業者として、委託した収集運搬業者や処分業者に関し、現地確認すべき内容は何か。

Q4-3：委託契約関係にあるものの、実際には廃棄物の委託を行っていない場合、委託契約先へ現地確認する必要があるのか。また、委託契約先が処分工程、必要書類等を公開しない場合、排出事業者はどう対応すればよいか。

(5 優良認定基準)

Q5-1：情報公開について、平成23年4月1日時点での新基準への合致をどのように判断するのか。また、旧基準への合致はどう判断するのか。

Q5-2：特定不利益処分とは何か。

Q5-3：財務体質の健全化において、税及び保険料を滞納していないこととしているが、具体的にはどの納付証明書(又は写し)を添付したらいいのか。

Q5-4：確認の直前に更新申請を受けており、3年分の財務諸表を提出しているが、確認申請時にも同じ財務諸表を添付する必要があるか。

Q5-5：直前3年の経常利益金額等の平均値が黒字とされ、経常利益金額に減価償却費を加えることとなっているが、優良認定以外の一般の審査基準にも減価償却費を加えるのか。

Q5-6：納付額ゼロは「滞納していないこと」になるか。

Q5-7：社会保険料、労働保険料の納付の確認方法は。

Q5-8：対象となる事業所の範囲はどうか。

Q5-9：優良確認を受けた場合、許可期限はいつから延長するのか。

Q5-10：優良確認を受けた場合の許可証の扱いはどうするのか。

Q5-11：7年の間に要件を欠くこととなった場合、どうするのか。

Q5-12：手数料は設定するのか。

Q5-13：遵法性の審査は、誓約書の提出で足るか。

(6 収集運搬合理化)

Q6-1：平成 23 年 4 月 1 日以降、名古屋市、豊田市、岡崎市、豊橋市での運搬は、愛知県の許可だけあれば市の許可は不要か？

Q6-2：政令市の許可が失効しない場合とはどういう場合か。

Q6-3：県許可に対して政令市許可の品目が少ない場合、許可は失効するのか。失効する場合許可証は返却するのか。返納期限を設定していないのか。

Q6-4：経過措置の適用を受けている期間中に変更事項が無くても、政令市の積替え・保管の許可内容を記載するための新様式への許可証の書き換えを県に求めることは可能か。

Q6-5：法改正により、収集運搬（積替え保管なし）における政令市の許可が失効した後、積替え保管ありの収集運搬業を政令市で行いたいと考えている。この場合、許可申請は新規許可になるのか、変更許可になるのか。

Q6-6：収集運搬許可の合理化に関して、各許可番号の抹消手続などは必要か。

Q6-7：収集運搬に関する優良認定を 1 県で認定を受けた場合、2 県目からは申請を簡略化してほしいが、愛知県の考えや他県の動向はどうか。

(7 熱回収施設の維持管理)

Q7-1：規則第 12 条の 11 の 7 第 2 号の熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者とはどういう者か。

Q7-2：認定を受けるメリットは何か。

Q7-3：熱回収率が 10%を下回った場合、認定を取り消されるのか。

(8 措置命令の対象拡大)

Q8-1：平成 23 年 4 月 1 日以前から行われている産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管は、措置命令の対象になるのか。

Q8-2：一般廃棄物の保管は、措置命令の対象となっていないのか。

(9 広域再生利用認定制度の廃止)

Q9-1：広域再生利用指定制度が廃止となった理由は何か。

(10 廃石綿等の埋立処分基準)

Q10-1：固型化・安定化は、中間処理業者が実施するのか。

Q10-2：安定化のための薬剤にはどのようなものがあるのか。

(11 維持管理情報の公開)

Q11-1：「その他の適切な方法」とは何か。

Q11-2：平成 9 年改正前の廃棄物処理施設には維持管理計画が定められていないが公表するのか。

Q11-3：維持管理情報を公開しなければならない施設は何か。

(12 平成9年改正前のミニ処分場の取扱い)

Q12-1：いわゆるミニ処分場は、定期検査や維持管理情報公開の対象となるか。

(13 マニフェスト関係)

Q13-1：排出事業者の責務に関する改正内容は何か。

Q13-2：処理事業者の責務に関する改正内容は何か。

(14 多量排出事業者の責務)

Q14-1：多量排出事業者処理計画の変更内容は何か。

(15 処理困難通知関係)

Q15-1：通知を必要とする事由は何か。

Q15-2：通知の期限はどうか。

Q15-3：通知が必要な受託者の範囲はどうか。

(16 罰則)

Q16-1：廃棄物処理業等の許可における欠格要件の見直しに関して、従来の交通事故による業務上過失致死等による欠格要件事項は、法改正後においては該当法人のみの適用となると理解してよいか。

Q16-2：改正に伴う罰則はどのようなになっているか。

廃棄物処理法の一部改正に係るQ&A

更新日：平成23年6月22日

(1 定期検査)

Q1-1：定期検査の対象施設は何か。

A1-1：設置時に告示縦覧を要する廃棄物処理施設で、以下のとおりである。

- ①一般廃棄物の焼却施設（市町村の設置に係る施設を除く。）
- ②一般廃棄物の最終処分場（市町村の設置に係る施設を除く。）
- ③産業廃棄物の焼却施設
- ④産業廃棄物の最終処分場
- ⑤PCB処理施設（分解・洗浄・分離）
- ⑥廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設

注）休止中の廃棄物処理施設及び埋立処分が終了した最終処分場を含む。

Q1-2：定期検査は何を検査するのか。

A1-2：一般廃棄物処理施設にあつては、法第8条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうか、産業廃棄物処理施設にあつては、法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものである。

Q1-3：申請から結果通知までの手順は（受検時期は県から通知が来るのか）。

A1-3：環境省作成の「廃棄物処理施設の定期検査ガイドライン」によると、検査に際して、年度当初に年間計画を作成し、その計画に基づき確実かつ効率的に実施することが望ましいとされている。

このため、県は計画に基づき申請を出させるよう事業者事前に指導・連絡し、申請に基づき定期検査の日時を決定の上、事業者へ通知する。

Q1-4：定期検査申請に維持管理状況や自主検査結果を添付する必要はあるか。

A1-4：定期検査は技術基準への適合状況を検査するものであり、申請書には維持管理状況や自主検査結果等の書類の添付の必要はないが、施設が適正に稼働しているかどうかを判断する上で確認することはある。

Q1-5：埋立終了した最終処分場や休止中の施設は、定期検査の対象外か。

A1-5：埋立終了した最終処分場や休止中の施設も、定期検査の対象である。

Q1-6：許可取消しとなった施設は、定期検査の対象外か。

A1-6：廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場や産業廃棄物の最終処分場については、法第9条の2の3や第15条の3の2の規定により、最終処分場の設置許可を取り消された場合であっても、当該許可を取り消された者又はその承継人は、長期的な管理を要する最終処分場を設置したことに伴う一定の維持管理責任を引き続き有することとし、廃止基準に適合するまで定期検査の受検や維持管理基準の遵守義務等の最終処分場に係る規定が適用される。

Q1-7：定期検査に係る手数料は必要か。

A1-7：国は、定期検査について審査を行う自治体に新たな負担を生じないとしていることから、現行の立入検査の内容とほぼ同等であり、当分の間、手数料は設定しない。

Q1-8：受検しない場合の罰則はあるのか。

A1-8：法第30条第3号の規定により、定期検査を拒み、妨げ又は忌避した者は30万円以下の罰金に処される。

Q1-9：受検にあたって技術管理者の立会いの要否はどうか。

A1-9：環境省作成の「廃棄物処理施設の定期検査ガイドライン」によると、検査に当たっては、技術管理者等、受検対象の施設について、十分な知識を有する者の立会い及び説明を求めるとしている。

Q1-10：定期検査に関するマニュアルはあるのか。

A1-10：環境省より「定期検査ガイドライン」が示されており、その内容は、県環境部ホームページ「あいちの環境」にも掲載している。

(2 建設工事)

Q2-1：ハウスメーカーは工事を受注するのみで、契約や工事は別会社が注文者と実施する場合、元請業者は誰か。

A2-1：法第21条の3第1項で、元請業者を「建設工事の注文者から直接、建設工事を請け負った建設業を営む者」と定義されているため、請負契約の対象者で判断されたい。

Q2-2：工事契約が造成工事、基礎工事、設備工事等と複数に分離・発注される場合、元請業者は誰か。

A2-2：A2-1に同じ。

Q2-3：建設業法では、機械設備工事も建設工事と位置付けられているが、機械設置等についても機械設備業者が元請業者となるのか。

A2-3：法第 21 条の 3 第 1 項で建設工事は土木建築に関する工事と定義されており、建設業法のような限定がないため通常、土木建築と観念される工事については全て該当する。機械設備工事については具体的な事例をもって判断する。

Q2-4：下請負人は元請より見てどこまでの範囲か。一次下請のみか、二次下請以降も含むのか。

A2-4：二次下請以降も含まれる。

Q2-5：法第 21 条の 3 第 3 項及び法施行規則第 18 条の 2 の規定は、元請を排出事業者としたことにより廃棄物処理業の許可がない限り下請が廃棄物の運搬ができないとすると、建設工事に伴い生ずる廃棄物が放置されるなど適正処理の観点からかえって望ましくない事態を招くおそれがあるために規定された、と解釈してよいか。

また、下請負人の規定は例外的な小規模工事に適用され、大規模な工事では元請が排出者(許可業者への委託)と解釈してよいか。

A2-5：お見込みのとおり。ただし、小規模で条件を満たす場合には許可が不要となるが、その場合にも排出事業者はあくまで元請業者となる。

Q2-6：自ら運搬が認められた下請負人であることをどのように確認するのか。

A2-6：下請負人は、法施行規則第 7 条の 2 第 3 項、7 条の 2 の 2 第 4 項の規定により、当該運搬を行う船舶又は運搬車に、当該運搬が同項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面を備え付けなければならないことになっている。

当該書面は、個別の工事ごとに、平成 23 年 2 月 4 日付け環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長からの運用通知で示された別記様式を参考として作成し、当該書面又はその写しを備え付けるものとする。また、当該書面が請負契約の基本契約書に基づくものであることを確認できるよう請負契約の基本契約書の写し又は注文請書等を備え付けるものとする。

Q2-7：下請負人が自ら行う運搬の場合、その運搬先は元請業者の所有権限又は使用権限がある場所とされているが、産廃処理委託業者の場所も可能か。

A2-7：使用権限を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合の

ほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設に下請負人が当該廃棄物を運搬する場合についても、元請業者が使用する権限を有する施設に運搬されるものであると解釈される。

Q2-8：下水道工事は管理や施工区が明確なため、近隣に賃借した資材置場までは下請負人が運搬し、その後、収集運搬業者にて処理業者まで運ぶことは可能か。

A2-8：可能である。ただし、近隣の土地へ運搬する場合にあっても、他人の廃棄物を敷地外へ運搬を行う場合には収集運搬業の許可が必要となる。

Q2-9：下請負人が自ら行う運搬の場合、排出事業者としてマニフェストを交付するのか。

A2-9：下請負人が行うことができるのは運搬のみであり、処分や他人への委託、マニフェストの交付は元請業者が行わなければならない。

なお、下請負人が請負契約で定める運搬を行う場合は、元請業者から委託を受けて行うのではなく、自ら運搬を行っているものと整理される。

Q2-10：下請負人による一定の廃棄物の運搬に限り、業の許可が不要と理解しているが、その詳しい基準（工事金額、契約書のあり方）を示されたい。

A2-10：法第21条の3第3項の環境省令（施行規則第18条の2）で定めている。

Q2-11：下請負人が行う廃棄物の運搬にかかる例外として請負代金が500万円以下で1回当たりの運搬量が 1 m^3 以下とあるが、公共下水道工事等で下水管を敷設する工事では、1回当たりの運搬量は約 1.73 m^3 （単位体積重量 2.3 t/m^3 として）となるものの、下水道工事の下請業者は収集運搬業の許可をあまり取得していないが、よいか。

A2-11：条件が満たされていないため、下請業者は収集運搬業の許可を取得する必要がある。

Q2-12：建設工事で生ずる廃棄物の処分は元請業者の委託を受けた者が行わなければならないとあるが、商取引上の支払いに関して規定はあるか。

A2-12：廃棄物処理法上の規定はないが、契約書の中で明確にされたい。

Q2-13：下請業者が金属やダンボール等を有価物として買い取る場合、許可は

不要か。

A2-13：金属、ダンボール等を有用物として買い取り、利用されるのであれば廃棄物処理法の適用は受けない。

Q2-14：維持修繕工事の定義はどこに示されているのか。例えば、道路の維持修繕のための舗装工事は、旧舗装の解体撤去と新舗装の新設工事か。また、鉄道工事の枕木、バラスト交換工事はどうか。

A2-14：法施行規則第18条の2では、維持修繕工事という言葉は使用されていないが、平成23年2月4日付け環境省課長通知において「解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事」とされており、大量に廃棄物を発生する工事以外の工事と位置付けられている。

なお、(社)日本道路協会の道路維持修繕要綱(昭和53年7月)によると、「維持」とは、一般的に日常計画的に反覆して行われる手入れ、又は軽度な修理をさす。また、「修繕」とは、日常手入れでは及ばない程大きくなった損傷部分の修理、施設の更新をいうとしており、在来の施設の機能を当初築造された時の機能まで回復させ、あるいは若干の機能増を伴う場合までを含むとしている。

従って、例示された件は維持修繕工事と考えられる。

Q2-15：耐震改修工事は、維持修繕工事に含まれるか。

A2-15：維持修繕工事とは、平成23年2月4日付け環境省課長通知で「解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事」とされている。

また、耐震改修は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項で「この法律において『耐震改修』とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。」と定義されている。

このため、改築や模様替が維持修繕に該当するかで判断することになるが、「改築」とは、建築物の一部又は全部を除去し従前と同一規模、同一構造で新しくする工事で解体工事を伴う工事であること、「模様替」は、建築物の材料・仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ工事であり、主要構造物の解体を伴う場合は解体工事となるため、主要構造物の解体を伴う耐震改修工事は維持修繕工事には含まれないと解される。

なお、建築基準法第2条第5号で、「主要構造物とは壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段

その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。」と定義されている。

(3 保管届出)

Q3-1：産業廃棄物の自社保管に関する届出に関し、中間処理業者は排出事業者に含まれるのか。

A3-1：排出事業者には含まれない。法施行規則第8条の2の2において以下の保管が除外されている。

- ①産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- ②法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ③ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

Q3-2：排出事業場から事業場外保管施設及び事業場外保管施設から処分施設までの運搬を委託する場合で、排出事業者が自ら運搬しないとき、事業場外保管施設での保管は、法12条1項の処理基準によるのか、同条2項の保管基準によるのか。

A3-2：事業場外保管施設での保管は、既に建設工事現場から産業廃棄物が運搬されているため、法第12条第1項の産業廃棄物処理基準が適用される。

なお、法第12条第2項の産業廃棄物保管基準は、産業廃棄物が運搬されるまでの間に適用されるもので、産業廃棄物の処理の工程に入るまで、工場・事業場等の保管場所で保管される場合の基準である。

Q3-3：保管面積はどのように算定するのか。

A3-3：産業廃棄物処理基準の及ぶ範囲で、敷地面積ではなく、保管の用に供される場所の面積により算定する。

Q3-4：事業場と道路1本隔てた場所又は隣接地で保管する場合は事業場外となるのか。

A3-4：建設工事に伴い生じる産業廃棄物を生じる事業場とは、建設工事現場を指すことから、建設工事現場以外の場所において当該産業廃棄物の保管を行おうとする場合は、届出の対象となる。また、産業廃棄物を生ずる事業場と空間的に一体とみなすことができる場所やこれと同等の場所は「事業場の外」には該当しない。このため、道路を挟んだ場合（幅員にもよるが）、隣接地の場合のいずれの場合も、空間的に一体とみなされ建設工事の監督者等の管理が及ぶ

範囲であれば「事業場の外」には該当しないと考えられる。

Q3-5：各支店で発生する産廃を本社の保管場所に集めてから一括して処理委託等する場合、保管場所の届出者は誰になるのか。

A3-5：保管場所の使用・管理権限を有する本社が届出者となる。

Q3-6：事業者が複数の保管場所を有している場合、届出単位は事業者ごと又は保管施設ごとのいずれか。

A3-6：事業者ごとに、保管場所を所管する県事務所・政令市へ提出してください。

Q3-7：保管容量についての上限規定はあるのか。

A3-7：事業場の外で保管する場合は、法第 12 条第 1 項に定める「産業廃棄物処理基準」が適用されるため、収集運搬の場合、1日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようしなければならない。

なお、運搬されるまでの間の事業場内保管の場合は、法第 12 条第 2 項に定める「産業廃棄物保管基準」（規則第 8 条）が適用されるため、屋外の保管高さの規定はあるが、保管量の上限は規定されていない。

Q3-8：保管場所の 300 m²には、積替えに係る部分を含むか。

A3-8：保管に供される場所の面積が対象となるため、積み替えに係る部分は含まれない。

Q3-9：保管場所の周囲に囲いや掲示板は必要か。また、事業場内の一面を利用する場合、囲いや掲示板は必要か。

A3-9：法第 12 条第 1 項に定める「産業廃棄物処理基準」（法施行令第 6 条第 1 号ホ）及び法第 12 条第 2 項に定める「産業廃棄物保管基準」（法施行規則第 8 条）において、いずれも周囲の囲い、掲示板は必要と規定されている。

Q3-10：自ら行う中間処理後の保管は届出対象となるのか。

A3-10：中間処理後の保管も届出対象となる。

Q3-11：平成 23 年 4 月 1 日時点で届出対象となる保管を行っている場合、届出は必要か。

A3-11：平成 23 年 6 月 30 日までに届出なければならない。

Q3-12：保管状況をどのように確認するのか。

A3-12：立入検査により確認する。

Q3-13：1000m²の借地に現場事務所と産廃保管場所(アスファルトの破片、200m²)を設置した場合、事業場外保管場所届出の義務は生じるのか。

A3-13：保管の用に供する面積が300m²以下であれば、法律に基づく届出は不要であるが、本件の場合、100m²を超えているため、事業場の内外を問わず屋外で保管を行う場合には条例に基づく届出が必要となる。

Q3-14：排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出は対象面積が300m²以上とあるが、条例で100m²以上と規定されている場合、どちらを優先すべきか。

A3-14：改正法では、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、排出した事業場外において保管し、保管の用に供する面積が300m²以上の場合、都道府県知事への届出が必要である。

県条例では、建設廃棄物又は廃タイヤを屋外で保管し、保管の用に供する面積が100m²以上の場合、愛知県知事への届出が必要であるが、改正法において対象となる保管は、県条例の適用除外である。

(4 処理状況確認)

Q4-1：委託の場合の処理状況確認は、発生から最終処分までの一連の行程全てを実地に確認しなければならないのか。

A4-1：法第12条第5項で、「事業者が他人に処理委託する場合には、最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努める」ため、事業者の処理責任を明確化し、注意義務を負う旨を明らかにすると規定している。

処理状況の確認は、事業者が当該処理を委託した産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者（以下「産廃業者等」という。）の事業の用に供する施設を実地に確認する方法のほか、優良認定又は優良確認を受けた産廃業者等により処理状況や産業廃棄物処理施設の維持管理状況について情報公開されている場合には、当該情報により間接的に確認する方法も考えられる。

Q4-2：排出事業者として、委託した収集運搬業者や処分業者に関し、現地確認すべき内容は何か。

A4-2：具体的には、収集運搬車両や駐車場の有無、処理施設の状況、廃棄物の保管場所、施設外への廃棄物の飛散流出防止対策などについて確認するか、又は優良認定業者のホームページから上記の内容を確認する。

Q4-3：委託契約関係にあるものの、実際には廃棄物の委託を行っていない場合、委託契約先へ現地確認する必要があるのか。また、委託契約先が処分工程、必要書類等を公開しない場合、排出事業者はどうか対応すればよいか。

A4-3：実際に処分を委託していない場合、定期的な確認は不要である。また、確認内容については可能な範囲でよい。

(5 優良性許可基準)

Q5-1：情報公開について、平成23年4月1日時点での新基準への合致をどのように判断するのか。また、旧基準への合致はどうか判断するのか。

A5-1：ホームページ上で情報を公開・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもので判断する。

Q5-2：特定不利益処分とは何か。

A5-2：以下のとおりである。

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤ 広域的処理認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥ 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

Q5-3：財務体質の健全化において、税及び保険料を滞納していないこととしているが、具体的にはどの納付証明書（又は写し）を添付したらいいのか。

A5-3：次の税目の納税証明書（又はその写し）を添付する必要がある。

(国税) 法人税及び消費税

(都道府県税) 県民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税

(市町村税) 市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税

Q5-4：確認の直前に更新申請を受けており、3年分の財務諸表を提出しているが、確認申請時にも同じ財務諸表を添付する必要があるか。

A5-4：確認申請の際には、直前3年の各事業年度における財務諸表を添付する必要がある。しかし、直前に更新許可を受けている場合は、更新許可時から優良確認申請までに、新たに財務諸表が作成されている場合には、その事業年度分のみを確認申請時に提出すればよい。

Q5-5：直前3年の経常利益金額等の平均値が黒字とされ、経常利益金額に減価償却費を加えることとなっているが、優良認定以外の一般の審査基準にも減価償却費を加えるのか。

A5-5：現時点の経理的基礎に関する審査基準に優良認定で取り入れられた減価償却費を経常利益に加えるよう改訂した。なお、減価償却費の額が販売費及び一般管理費等の額の一項目として分割して記載されていない場合には、減価償却費の額はゼロとする。

Q5-6：納付額ゼロは「滞納していないこと」になるか。

A5-6：滞納にはあたらない。滞納とは、一定の期限までに納付すべき税、社会保険料等を納付しないことをいう。

Q5-7：社会保険料、労働保険料の納付の確認方法は。

A5-7：社会保険料については、年金事務局が発行する納入証明書又は写しで、労働保険料については、地方労働局が発行する納入証明書又は写しで確認するが、滞納していないことを確認できるものを確認すれば足りる。

Q5-8：対象となる事業所の範囲はどうか。

A5-8：申請の対象となっている許可に係る事業所の範囲が対象となる。

Q5-9：優良確認を受けた場合、許可期限はいつから延長するのか。

A5-9：現在受けている許可の有効期間を2年延長するものである。

Q5-10：優良確認を受けた場合の許可証の扱いはどうなるのか。

A5-10：現に受けている許可の有効期間を2年延長し、優良な産業廃棄物処理業者等である旨を記載した許可証（優良マーク付）を交付するものである。

Q5-11：7年の間に要件を欠くこととなった場合、どうなるのか。

A5-11：この場合でも許可期限は7年のままであり、7年から5年に短縮されることはない。

Q5-12：手数料は設定するのか。

A5-12：従前の優良性評価制度の際に手数料を徴収していないことと、今回の改正で優良認定は許可の更新申請にあたって行われるものであることから、許可更新申請の添付書類に優良基準に関する書類が同時に添付されるため、許可更新手数料を徴収しているため新たな手数料は徴収しない。

Q5-13：遵法性に係る基準の審査は、誓約書の提出で足るのか。

A5-13：産業廃棄物行政情報システム等を利用し、特定不利益処分を受けていない旨の確認を行う。

(6 収集運搬合理化)

Q6-1：平成23年4月1日以降、名古屋市、豊田市、岡崎市、豊橋市での運搬は、愛知県の許可だけあれば市の許可は不要か。

A6-1：お見込みの通り。ただし、政令市内で積替え保管を行う場合や、県の許可品目以上の品目を政令市で取扱う場合は、政令市の許可が必要である。

Q6-2：政令市の許可が失効しない場合とはどういう場合か。

A6-2：原則として、一の政令市を越えて収集運搬業を行う場合は、都道府県の許可を受けることとなる。政令市の許可が必要となる場合は、以下のとおり。

ア 政令市の区域内で積替え保管を行う場合、

イ 都道府県内において一の政令市のみで業を行う場合

ア、イ以外の政令市の許可は施行日に許可が失効しているが、以下のウ、エの場合は、従前の許可の有効期間の間は引き続き有効とする経過措置が設けられている。

ウ 平成23年4月1日時点で現にA県内の政令市B及びCの許可は受けているが、A県の許可は受けていない者に係る政令市B及びCの許可

エ 平成23年4月1日時点で現にA県の許可（許可品目は、a及びb）を受けており、かつ、A県内の政令市Bの許可（許可品目は、a、b及びc）及び

A県内の政令市Cの許可（許可品目は、cのみ）を受けている者における政令市B及びCの許可

Q6-3：県許可に対して政令市許可の品目が少ない場合、許可は失効するのか。失効する場合許可証は返却するのか。返納期限を設定していないのか。

A6-3：県許可に対して政令市許可の品目が少ない場合は、県許可に一元化されて政令市の許可が失効しても業務に支障が生じない。このため経過措置等は設けられず失効するので、平成23年4月1日以降、速やかに許可権者へ返却願いたい。なお、期限については特に定められていない。

Q6-4：経過措置の適用を受けている期間中に変更事項が無くても、政令市の積替え・保管の許可内容を記載するための新様式への許可証の書き換えを県に求めることは可能か。

A6-4：法施行規則第10条の10の2で、変更届に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、書き換えを受けることができると規定しているため、今回の場合は許可証の書き換えには応じられない。

Q6-5：法改正により、収集運搬（積替え保管なし）における政令市の許可が失効した後、積替え保管ありの収集運搬業を政令市で行いたいと考えている。この場合、許可申請は新規許可になるのか、変更許可になるのか。

A6-5：新規許可申請となる。

Q6-6：収集運搬許可の合理化に関して、各許可番号の抹消手続などは必要か。

A6-6：抹消手続等の届出は不要。なお、政令市の許可が失効する場合は、政令市へ許可証を返却すること。

Q6-7：収集運搬に関する優良認定を1県で認定を受けた場合、2県目からは申請を簡略化してほしいが、愛知県の考えや他県の動向はどうか。

A6-7：書類を簡略化することは現段階では考えていない。また、他県の状況については把握していない。

(7 熱回収施設の維持管理)

Q7-1：規則第12条の11の7第2号の熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者とはどういう者か。

A7-1：申請書に記載された「設備の維持管理に関する計画（法施行規則第5条

条の5の5第1項第3号ハ及び法施行規則第12条の11の5第1項第3号ハ)」が適切で、かつ、その計画どおりに維持管理を行うことができる者をいう。

Q7-2：認定を受けるメリットは何か。

A7-2：熱回収を促進することで、事業者の循環型社会と低炭素社会推進への取り組み姿勢をアピールすることができる。

Q7-3：熱回収率が10%を下回った場合、認定を取り消されるのか。

A7-3：毎年の報告書における年間の熱回収率が10%未満である場合であっても、年間の熱回収率が10%以上である事業計画を有し、過去の実績に照らして今後10%以上の熱回収率を達成することが可能であると認められるときは、環境省令で定める基準に適合する熱回収を行うことができる者と判断し、認定を取り消さないことができる。

(8 措置命令の対象拡大)

Q8-1：平成23年4月1日以前から行われている産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管は、措置命令の対象になるのか。

A8-1：今回の改正で、廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集運搬が行われた場合及び産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われた場合にも措置命令を発出することができることとなった。

しかし、当該規定には経過措置は設けられておらず、平成23年4月1日以前に行われた収集運搬又は保管であっても、平成23年4月1日以降に現に生活環境上の支障が生じ又は生ずるおそれがあれば、措置命令の対象となる。

Q8-2：一般廃棄物の保管は、措置命令の対象となっていないのか。

A8-2：法第19条の4（措置命令）で、「一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、・・・」としており、保管という文言が使われていないのは、一般廃棄物の場合は産業廃棄物の場合と異なり、市町村が一般廃棄物処理計画に従って市町村が処理又は市町村以外の者に委託して処理することとなっているため、事業者による処理が規定されていないことから保管基準が規定されていないことと、一般廃棄物処理基準の中で積替えに伴う保管が収集・運搬に含まれるためである。

(9 広域再生利用認定制度の廃止)

Q9-1：広域再生利用指定制度が廃止となった理由は何か。

A9-1:平成15年の法改正において、「産業廃棄物広域認定制度」を新たに設け、産業廃棄物処理業の許可を不要とする「産業廃棄物広域再生利用指定制度」を終了した。

このため、従前の指定制度の事業者については当分の間許可を不要とする経過措置がとられていたが、今回の法改正で、平成23年4月1日をもって当該経過措置が廃止された。

なお、自動車用ゴムタイヤが産業廃棄物となったものについては、これまで本制度の経過措置による処理が認められてきたが、今後、当該経過措置の廃止に伴い、運送会社、バス会社、タクシー会社、宅配会社等から排出される廃タイヤを収集運搬するには産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となった。

なお、自動車用ゴムタイヤが一般廃棄物となったものについては、法施行規則第2条第9号の規定に基づき、タイヤ販売店等が引き続き消費者、自治体から引き取ることができる。

(10 廃石綿等の埋立処分基準)

Q10-1:固型化・安定化は、中間処理業者が実施するのか。

A10-1:産業廃棄物処理業者が中間処理業として固型化・安定化を行うことは想定していない。今回の改正は、廃石綿等の埋立処分について、最終処分場における作業方法によっては、二重こん包袋が破袋したり、固型化された廃石綿等が破碎され、石綿が飛散するおそれがあると指摘する意見があったため、埋立処分に係る処理基準を強化したものである。

廃石綿等の除去・排出現場での問題であるため、環境省は検討委員会の検討過程を公開し、廃石綿等の除去・排出現場での対応の必要性について周知を図ってきたところである。なお、委員として関係業界から(社)日本石綿協会、(社)全国産業廃棄物連合会が参加している。

Q10-2:安定化のための薬剤にはどのようなものがあるのか。

A10-2:建築基準法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けている石綿飛散防止剤は、国土交通省のホームページで確認されたい。

また、大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業で使用する粉じん飛散抑制剤は、環境省のホームページの「建築物の解体等に係る石綿飛散防止マニュアル」で確認されたい。

(例)

石綿飛散防止剤:粉じん固形剤AG-E、セラパック、セラミックコート剤等
粉じん飛散抑制剤:アスシールSi3、アステクターS、アスベスシール等

(11 維持管理情報の公開)

Q11-1：「その他の適切な方法」とは何か。

A11-1：原則としてインターネットを利用する方法が望ましい。ただし、連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合に、求めに応じてCD-ROMを配布することや、紙媒体での記録を事業場で閲覧させることなどが該当する。

Q11-2：平成9年改正前の廃棄物処理施設には維持管理計画が定められていないが公表するのか。

A11-2：改正法附則第4条で経過措置が設けられ、平成9年法律第85号の法改正による平成10年6月17日の施行前の法第8条1項、法第15条第1項の許可又は法第9条の3第1項の届出に係る廃棄物処理施設については、維持管理に関する計画の策定が義務付けられていなかったことから、これらの施設が平成10年6月17日から平成23年3月31日までに変更許可を受けていない又は届出をしていないものについては、平成23年4月1日以後、初めて変更許可又は届出をするまでの間は、維持管理計画は適用しないこととされている（維持管理の状況に関する情報は適用）。

Q11-3：維持管理情報を公開しなければならない施設は何か。

A11-3：許可時に告示・縦覧を要する施設及び市町村の設置に係る施設で、以下のとおりである。

①一般廃棄物の焼却施設※、②一般廃棄物の最終処分場※、③産業廃棄物の焼却施設、④産業廃棄物の最終処分場、⑤PCB処理施設（分解・洗浄・分離）、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設。

注1) ※は、市町村設置施設を含む。

注2) 休止中の廃棄物処理施設及び埋立処分が終了した最終処分場を含む。

(12 平成9年改正前のミニ処分場の取扱い)

Q12-1：いわゆるミニ処分場は、定期検査や維持管理情報公開の対象となるか。

A12-1：ミニ処分場は、許可を受けた者（届出により許可を受けたとみなされる者を含む。）の廃棄物処理施設ではないため、対象とされない。

(13 マニフェスト関係)

Q13-1：排出事業者の責務に関する改正内容は何か。

A13-1：以下のとおりである。

- ①産業廃棄物を保管する場合の事前届出制度
- ②処理状況に関する確認努力義務
- ③産業廃棄物管理票制度の強化（マニフェストA票の保存義務）
- ④建設工事に伴い生じる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化
- ⑤帳簿対象事業者の拡大（事業場外において自ら処分又は再生を行う者、廃棄物処理施設以外の焼却施設の設置者）

Q13-2：処理業者の責務に関する改正内容は何か。

A13-2：以下のとおりである。

- ①産業廃棄物管理票制度の強化（マニフェスト交付を受けない産業廃棄物の引受禁止）
- ②廃棄物処理施設の定期検査義務付け
- ③廃棄物処理施設の維持管理情報のインターネット等による公開
- ④設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場における設置許可が取り消された者又はその承継人に維持管理を義務付け

(14 多量排出事業者の責務)

Q14-1：多量排出事業者処理計画の変更内容は何か。

A14-1：従前は、計画自体の様式が定められておらず、県独自の様式に基づき報告をいただいていた。今回様式が示され、計画に記載すべき事項として、循環利用を進める観点から、優良認定処理業者、認定熱回収施設設置者、再利用業者への委託に関する事項が追加された。

このため、平成23年6月30日までに新様式により報告をいただくこととなる。

(15 処理困難通知関係)

Q15-1：通知を必要とする事由は何か。

A15-1：産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある以下の事由が生じた時は、遅滞なくその旨を当該処理の委託者に対して通知しなければならない。

- ①事故（保管上限超過）、②事業の廃止、③施設の休廃止、④埋立終了、⑤欠格要件、⑥行政処分（事業停止命令、施設設置許可取消、改善命令は保管上限超過）

Q15-2：通知の期限はどうか。

A15-2：10日以内にその旨を委託者に書面又は電子ファイルで通知し、通知の写しを書面又は電子ファイルで5年間保存しなければならない。

違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

Q15-3：通知が必要な受託者の範囲はどうか。

A15-3：産業廃棄物処理業者等は、現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由が生じた時は、適正な処理が困難となった産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者すべてに通知する必要がある。

一方、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由が生じた場合であっても、適正な処理を引き続き行うことができる産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者に対しては通知を行う必要はない。例えば、焼却施設と破碎施設を設置している産業廃棄物処理業者等に対して、産業廃棄物の焼却のみを委託している排出事業者がいた場合、破碎施設に事故があったときは、焼却処理に関しては引き続き適正に行うことができることから、当該排出事業者に対しては、本通知は不要である。

なお、通知をする必要がある場合は以下のとおりで、排出事業者は、通知を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

- ①収集運搬業者に引き渡した廃棄物（通知をした収集運搬業者に運搬を委託したものに限る。）について、運搬が終了した旨のマニフェストの送付を受けていない場合。
- ②収集運搬業者又は処分業者に引き渡した廃棄物（通知をした処分業者に処分を委託したものに限る。）について、処分が終了した旨のマニフェスト送付を受けていない場合。

（16 罰則）

Q16-1：廃棄物処理業等の許可における欠格要件の見直しに関して、従来の交通事故による業務上過失致死等による欠格要件事項は、法改正後においては該当法人のみの適用となると理解してよいか。

A16-1：お見込みのとおり。

Q16-2：改正に伴う罰則はどのようなになっているか。

A16-2：以下の表のとおり。

廃掃法改正に伴う罰則の改正(H23. 4. 1)

根拠規定	行 為	29条	30条	32条	33条
		6月以下 懲役 50万円以 下罰金	30万円以 下罰金	1項 法人重課 2項 公訴時 効延長	20万円以 下科料
12条 3項 12条の2 3項	事業場外保管の届 出懈怠・虚偽届出	○			
12条の3 2項	管理票交付者の保 存義務(5年) 違反	○			
12条の4 2項	管理票の交付を受 けない廃棄物の引 受け禁止違反	○			
14条 13項 14条の4 13項	処理業者による処 理困難通知の懈 怠・虚偽通知	○			
14条 14項 14条の4 14項	処理困難通知の保 存(5年)義務違反	○			
15条の2の2 1 項	定期検査の拒否・ 妨害・忌避		○		
25条の違反行為	不法投棄等の法人 重課 罰金刑事案の公訴 時効延長			1 ⇒ 3億円	
				3 ⇒ 5年	
12条 4項 12条の2 4項	事業場外保管の事 後届出義務違反				○
12条 9項 12条の2 10項	多量排出事業者の 処理計画の不提 出・虚偽提出				○
12条 10項 12条の2 11項	多量排出事業者の 実施状況報告の不 提出・虚偽提出				○